

令和8年度県立学校体育施設開放に係る使用料の納付方法について
【保健体育課作成(令和8年9月改定)】

概要

収入証紙が令和8年9月末日に販売終了することに伴い、利用者により、納付方法が選択できます。

納付方法

1 収入証紙による納付

2 キャッシュレス決済端末による納付

3 オンライン決済による納付



1 収入証紙による納付



【利用者】

収入証紙販売人
(所) から購入する。



学校へ納付書に収入証紙を
貼り付けて提出する。

第6号様式

【学 校】

利用団体から提出された
納付書を受理する。



納付書を月ごとにとりま
とめて県へ報告する。

第6号様式

様式3

- ・これまでと納付方法は変わらない。
- ・令和8年9月末日で、収入証紙が販売終了となる。
- ・収入証紙で納付を継続する場合は、期限までの購入を済ませる必要がある。(9月末日までに購入済みのもの)
- ・9月以降に納付方法を2、3へ変更することも可能である。

2 キャッシュレス決済端末による納付



【利用者】

キャッシュレス決済
端末設置場所へ行き、
決済をする。



決済端末から出された取引明細
書（レシート）を納付書に貼り
付けて学校へ提出する。

第6号様式

【学 校】

利用団体から提出され
た納付書を受理する。



納付書を月ごとにとりまと
めて県へ報告する

第6号様式

様式3

- ・ 県施設に設置される端末による電子決済が可能になる。
（クレジットカード、スマホ決済、電子マネー）
- ・ キャッシュレス端末設置場所（別紙参照）に行く必要がある。
- ・ R8.4月からはバーコード決済、R8.9月以降はQRコードも使用可能になる。

2 キャッシュレス決済端末による納付

QRコードを端末にかざして読み込ませてください。



県立学校体育施設開放使用料(体育館)	650 円	
県立学校体育施設開放使用料(グラウンド)	1,370 円	
県立学校体育施設開放使用料(その他の施設)	260 円	

3 オンライン決済による納付



【利用者】

インターネットで、県の電子申請システムに入り、「県立学校体育施設開放使用料納付」ページから手続きを進めて納付する。



決済時に納付書（PDF）をダウンロードし、納付書（PDF）を学校へ提出する。（メール送信もしくはプリントアウトして手渡し）

第6号様式

【学 校】

利用団体からメールで提出された納付書を受理する。

第6号様式



納付書を月ごとにとりまとめて県へ報告する。

様式3

- ・スマホやパソコンから時間や場所を問わず電子決済が可能になる。
- ・クレジットカードのみ対応。

3 オンライン決済による納付方法の詳細

納付方法



- ① インターネット検索
『鹿児島県スマート申請（Graffer）』
- ② 『県立学校体育施設開放使用料納付』から納付

直接リンクURL : <https://titzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/2026kaihou>

2次元コード :

